

平成27年度 小中学校・幼稚園定期監査結果に基づく措置状況等の報告

1. 監査の種類 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査
2. 監査対象年度 平成27年度
3. 監査結果報告 平成27年10月2日

所属等	定期監査結果（指摘事項）	措置状況等
教育総務課	<p>学校現場において学校敷地境界、借地契約の内容や位置、里道等法定外公共物の介在などについて、一部把握が不明瞭な事案が認められた。財産管理については教育総務課において一元的に所管されているが、財産の良好な保全管理を遂行していくためには、学校現場においても所有財産等の把握に努め、管理に万全を期されたい。</p>	<p>【検討中】 報告日：平成28年10月3日 小中学校・幼稚園には、10月31日開催予定の校園長会に敷地を確認する地図資料を配布し、敷地の把握に努めるよう依頼します。</p>
学校教育課	<p>給食費の滞納について、学校と教育委員会担当課が一体となって、滞納額の縮小、解消に向けて取り組まされたい。</p>	<p>【検討中】 報告日：平成28年10月3日 滞納分については、教育委員会としても督促状を出すなど、学校と連携して未納費の回収に努めている。今後、滞納者に対して、未納額の子ども手当てからの充当などについて、具体的な取組をこども未来課と検討をはじめます。</p>